



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

（取扱課室名） ページ

○ 告示

654	指定自立支援医療機関の指定	（こころの健康推進課）	1
655	指定自立支援医療機関の変更	（ " ）	1
656	有田川土地改良区の役員の就任	（農業農村整備課）	2
657	血深井土地改良区の役員の就退任	（ " ）	2
658	木材業者等の登録	（林業振興課）	3
659	保安林の指定施業要件変更予定	（森林整備課）	3
660	特定第2号漁業者の同意成立の届出	（水産振興課）	3
661	建設業法に基づく営業停止処分	（技術調査課）	3
662	道路の区域変更	（道路保全課）	4
663	道路の供用開始	（ " ）	4
664	道路の区域変更	（ " ）	5
665	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	（砂防課）	5
666	"	（ " ）	5
667	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	（砂防課）	6
668	"	（ " ）	6

○ 公安委員会告示

55	警備業法の一部を改正する法律附則第5条の規定による審査の実施	7
57	指定講習機関の代表者の変更	9

○ 正誤

平成17年9月2日付け和歌山県報号外和歌山県選挙管理委員会告示第86号中	9
--------------------------------------	---

告 示

和歌山県告示第654号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年8月15日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 （薬局は除く。）	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は指定 訪問看護事業者等の名称	指 定 年 月 日
たけのこ薬局妙寺店	伊都郡かつらぎ町妙寺439-12	-	田中志帆美	令和 7. 7. 1

和歌山県告示第655号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和7年8月15日

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年月日
訪問看護ステーションあさがお	日高郡日高町荊木13-3	医療機関の所在地	日高郡日高町比井447	日高郡日高町荊木13-3	令和 7. 4. 1

和歌山県告示第656号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により、有田川土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和7年8月15日

和歌山県知事 宮 崎 泉

就任した役員（令和7年4月1日就任）

職名	氏 名	住 所
理事	松本勲	有田市宮原町東523番地

和歌山県告示第657号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により、血深井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和7年8月15日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 退任した役員（令和7年6月30日退任）

職名	氏 名	住 所
理事	柏木久生	西牟婁郡白浜町富田442番地の1
理事	新田喜久	西牟婁郡白浜町富田793番地
理事	柏木彰文	西牟婁郡白浜町富田74番地の1
理事	眞砂幸弘	西牟婁郡白浜町富田968番地
理事	笠原敬示	西牟婁郡白浜町富田607番地
理事	小泉弘子	西牟婁郡白浜町富田170番地の2
理事	坂本好孝	西牟婁郡白浜町富田711番地の2
監事	廣畑勝紀	西牟婁郡白浜町富田465番地の1
監事	大谷哲也	西牟婁郡白浜町十九淵560番地
監事	山本二郎	西牟婁郡白浜町富田1031番地の1

2 就任した役員（令和7年7月1日就任）

職名	氏 名	住 所
理事	坂本好孝	西牟婁郡白浜町富田711番地の2
理事	向井義人	西牟婁郡白浜町内ノ川698番地の3
理事	新田喜久	西牟婁郡白浜町富田793番地
理事	小泉弘子	西牟婁郡白浜町富田170番地の2
理事	山本由徳	西牟婁郡白浜町富田129番地
理事	深見英雄	西牟婁郡白浜町十九淵462番地の1
理事	坂本雅則	西牟婁郡白浜町富田941番地
監事	廣畑勝紀	西牟婁郡白浜町富田465番地の1
監事	大谷哲也	西牟婁郡白浜町十九淵560番地
監事	山本二郎	西牟婁郡白浜町富田1031番地の1

和歌山県告示第658号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

令和7年8月15日

和歌山県知事 宮 崎 泉

木材 登録 番号	製材 登録 番号	チップ 登録 番号	登 録 年月日	住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は名称及び 代 表 者 の 氏 名	業 務 の 態 様	営業所又は工場の 所 在 地
6012			令和 7. 7. 30	西牟婁郡上富田町南紀 の台20-33	田上一男	木材	西牟婁郡上富田町南紀 の台20-33

和歌山県告示第659号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和7年8月15日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第660号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和7年8月15日

和歌山県知事 宮 崎 泉

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
紀州日高漁業協同組合の地区	御坊市塩屋町南塩屋に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	南塩屋一本釣

和歌山県告示第661号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、次の者について営業停止の処分をした

ので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和7年8月15日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 処分をした年月日 令和7年8月6日

2 処分を受ける者

(1) 商号 株式会社ダイケン

(2) 代表者氏名 大西光

(3) 主たる営業所の所在地 橋本市隅田町中下77番地の6

(4) 建設業許可番号 和歌山県知事許可（般-6）第14732号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

4 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部

5 期間

令和7年8月16日から令和7年8月22日までの7日間

6 処分の原因となった事実

株式会社ダイケン及び取締役は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に違反したことにより、橋本簡易裁判所から罰金刑の判決を受け、各々その刑が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第3号の規定に該当すると認められる。

和歌山県告示第662号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年8月15日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 道路の種類 県道

2 路線名 かつらぎ桃山線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市桃山町黒川字高尾274番1地先から同市桃山町黒川字前川389番地先まで	旧	4. 16 } 16. 00	403. 64	
同上	新	9. 91 } 18. 37	422. 23	

和歌山県告示第663号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年8月15日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 県道

路線名 御坊由良線

供用開始の区間 日高郡日高町大字阿尾字釜ヶ内1382番地先から同町大字阿尾字釜ヶ内1377番1地先まで

供用開始の期日 令和7年8月15日

和歌山県告示第664号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年8月15日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 道路の種類 県道

2 路線名 小豆島岩出線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
岩出市西野字保田115番1地先から 同市高瀬字若宮91番2地先まで	旧	5.34 } 14.55	492.40	
同上	新	12.47 } 20.16	491.52	

和歌山県告示第665号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第9項の規定により、令和2年6月23日付け和歌山県告示第880号及び令和2年7月7日付け和歌山県告示第952号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和7年8月15日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

東上ノ砦3（I-4046）、本宮町静川（104）（I-61307）

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第666号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項

及び第9条第9項の規定により、平成29年9月19日付け和歌山県告示第1210号、令和元年12月24日付け和歌山県告示第814号及び令和2年1月28日付け和歌山県告示第113号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和7年8月15日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

中の坪（I-1586）、安居（I-1622）、湯崎101（I-60606）

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第667号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和7年8月15日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

東上ノ碓3（I-4046）、本宮町静川（104）（I-61307）

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第668号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和7年8月15日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

中の坪（I-1586）、安居（I-1622）、湯崎101（I-60606）

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

- 4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第55号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定による審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

令和7年8月15日

和歌山県公安委員会委員長 竹 山 早 穂

1 審査の種別及び級

- (1) 空港保安警備業務1級及び2級
- (2) 施設警備業務1級及び2級
- (3) 交通誘導警備業務1級及び2級
- (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級
- (5) 貴重品運搬警備業務1級及び2級

2 審査日時

令和7年12月4日（木）午前10時から午後5時までの間

3 審査場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部 会議室7及び8

4 定員

合計5名

5 審査対象者

審査の対象者は、次のいずれかに該当し、かつ、6に掲げる要件のいずれかを満たす者とする（警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）。

- (1) 和歌山県内に住所を有する者
- (2) 和歌山県内の営業所に所属する警備員
- (3) 和歌山県公安委員会から、検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けている者

6 審査の種別及び級に応じた要件

(1) 空港保安警備業務1級

旧検定規則の規定による検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備1級に合格していること。

(2) 空港保安警備業務2級

旧検定の空港保安警備1級又は2級に合格していること。

(3) 施設警備業務1級

旧検定の常駐警備1級に合格していること。

(4) 施設警備業務2級

旧検定の常駐警備1級又は2級に合格していること。

(5) 交通誘導警備業務1級

旧検定の交通誘導警備1級に合格していること。

(6) 交通誘導警備業務2級

旧検定の交通誘導警備1級又は2級に合格していること。

(7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

旧検定の核燃料物質等運搬警備1級に合格していること。

(8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

旧検定の核燃料物質等運搬警備1級又は2級に合格していること。

(9) 貴重品運搬警備業務1級

旧検定の貴重品運搬警備1級に合格していること。

(10) 貴重品運搬警備業務2級

旧検定の貴重品運搬警備1級又は2級に合格していること。

7 審査の方法

学科試験及び実技試験とする。

なお、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

8 申請期間

令和7年10月7日（火）から同月9日（木）までの3日間の各日とも午前9時から午後5時までの間

9 審査申請書等の提出に関する手続

(1) に掲げる審査申請書等を (2) に掲げる提出先へ提出すること（郵送による申請は受け付けない。）。

(1) 審査申請書類等

ア 審査申請書 1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 1枚

ウ 旧合格証の写し

エ 手数料 4,700円（和歌山県証紙により納付すること。）

オ その他

（ア）和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（住民票の写し、運転免許証の写し等住所地が明らかとなる書面をいう。） 1通

（イ）和歌山県内に住所を有しない警備員で、和歌山県内の営業所に所属するものにあつては、当該営業所に所属することを疎明する書面（営業所所属証明書） 1通

（ウ）和歌山県内に住所を有し、かつ、和歌山県内の営業所に所属する警備員にあつては、（ア）又は（イ）のいずれかの書面 1通

（エ）和歌山県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者にあつては、（ア）及び（イ）の書面は要しない。

(2) 審査申請書等の提出先

ア 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署（有田湯浅警察署有田分庁舎及び新宮警察署串本分庁舎を含む。以下同じ。）

イ 和歌山県内に住所を有しない警備員で、和歌山県内の営業所に所属するものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 和歌山県内に住所を有し、かつ、和歌山県内の営業所に所属する警備員にあつては、住所地を管轄する警察署又は当該営業所の所在地を管轄する警察署

エ 和歌山県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者にあつては、和歌山県内のいずれかの警察署

10 その他

- (1) 審査当日は、旧合格証を必ず持参することとし、旧合格証を持参しない者は、審査を受けることができない。
- (2) 審査当日は、実技試験を受けやすい服装とすること。
- (3) 審査に合格した者には、審査申請書等を提出した警察署を通じて成績証明書を交付する。

11 問合せ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室銃砲・営業等企画係
電話番号 073-423-0110 (内線3046・3047・3048)

和歌山県公安委員会告示第57号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、指定講習機関の代表者の氏名の変更について、次のとおり届出があった。

令和7年8月15日

和歌山県公安委員会委員長 竹 山 早 穂

名称	特定講習の業務を行う事務所の名称	変更事項	新	旧	変更年月日
一般財団法人和歌山県交通安全協会	和歌山県自動車学校	代表者の氏名	竹田純久	松本公望	令和7.6.24
	ソト浜自動車学校				
	和歌山県御坊自動車学校				
	那智勝浦自動車教習所				

正 誤

正 誤

平成17年9月2日付け和歌山県報号外和歌山県選挙管理委員会告示第86号中

ページ	誤	正
1	御坊日高老人福祉施設事務組合特別養護老人ホーム ときわ寮梅の里	御坊日高老人福祉施設事務組合立特別養護老人ホーム ときわ寮梅の里